

実 績 評 価 書

平成 1 8 年 7 月

政策体系	番 号	
基本目標	3	労働者が安心して快適に働くことが出来る環境を整備すること
施策目標	4	勤労者生活の充実を図ること
	I	勤労者の財産形成の促進を図ること
担当部局・課	主管部局・課	労働基準局勤労者生活部企画課
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標 1	勤労者財産形成促進制度の活用促進を図ること				
<p>(実績目標を達成するための手段の概要)</p> <p>勤労者財産形成促進制度の活用促進のため、独立行政法人雇用・能力開発機構を通じて、財形貯蓄取扱機関、使用者団体、労働者団体等関係機関へ協力を要請し、周知・広報活動を行う。</p> <p>(参考) 勤労者財産形成制度の概要</p> <p>昭和 4 6 年に制定された勤労者財産形成促進法に基づき、勤労者が退職後の生活の安定、住宅の取得、その他の資産形成を目的として貯蓄を行い、事業主及び国がそれを援助する制度である。</p> <p>・関連する経費 (平成 1 7 年度予算額)</p> <p>勤労者財産形成促進事業費 1, 388 百万円</p> <p>(評価指標の考え方)</p> <p>勤労者財産形成促進制度における財産形成は、貯蓄及び持家取得等であることから、貯蓄残高及び融資残高によりその活用の状況の評価できること。</p>					
(評価指標) 勤労者財産形成促進制度の活用状況					
(財形貯蓄残高) (単位：百万円)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
	18, 707, 305	18, 192, 564	17, 945, 686	17, 782, 689	17, 694, 992
(財形融資残高) (単位：百万円)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
	1, 535, 803	1, 751, 529	2, 071, 106	2, 243, 197	2, 254, 350
<p>(備 考)</p> <p>データ出所：厚生労働省調べ</p>					

2. 評 価

(1) 現状分析

現状分析

勤労者財産形成制度は、豊かで安定した勤労者生活の実現のため、勤労者の自助努力による貯蓄、老後の資金ニーズに応える年金資金、持家等の資産保有の促進を図る必要性から実施されてきたが、いまだ勤労者の資産形成面での立ち後れがある状況である。

財形貯蓄残高は、近年の厳しい経済状況において金利が著しく低い状態（2年物期日指定定期の金利においては0.13%）で推移している等の外的要因により、漸減の方向にある。

財形融資残高は、財形融資に係る貸付金利が、平成11年度の制度改善に伴い1.56%（持家融資の平成17年度平均）という低位で推移していることもあり、微増している。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

財形制度の活用促進を図るため、独立行政法人雇用・能力開発機構において、財形貯蓄取扱機関、使用者団体、労働者団体等関係機関に協力を要請し、これらの機関等にポスターの掲示を依頼し、勤労者及び事業主に対して配布用リーフレット等を活用した制度の説明を行う等の普及活動を実施した他、ホームページにおいて財形融資の情報を提供した。

これにより、財形融資残高については、平成17年度において、11,153百万円の増加となったところであり、財形制度の活用促進に一定の効果があったものと考えられる。

政策手段の効率性の評価

財形制度の継続的な普及に努め、かつ、その業務を専門性をもった独立行政法人雇用・能力開発機構に安定的に行わせることは、施策目標の達成に効率的であるといえる。

総合的な評価

財形貯蓄残高については、主として近年の厳しい経済情勢における金利の低下等の外的要因により減少傾向が見られるが、財形融資残高については、平成11年度の制度改善に伴う貸付利率の低下及び広報活動等による制度の周知が図られたことにより、平成14年度には215,726百万円増、平成15年度には319,577百万円増、平成16年度には172,091百万円増、平成17年度においては11,153百万円増と連続して増加しており、施策目標の達成に向け進展があった。

評価結果分類

- 1 目標を達成した
- ② 達成に向けて進展があった
- 3 達成にに向けて進展がみられない

分析分類

- 1 分析が的確に行われている
- ② 分析がおおむね的確に行われている
- 3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）（抜粋）

1 政策金融改革

(4) その他の留意事項

エ 独立行政法人及び公益法人等による政策金融機関類似の金融業務についても、本重要方針の趣旨を踏まえ、所管府省で見直しを行い、平成18年度中に行政改革担当大臣の下で取りまとめる。このうち、独立行政法人については、中期目標終了時の見直しの仕組みの中で、平成18年度に見直し期限の到来する法人に加え、平成19, 20年度に期限の到来する法人についても、前倒しで見直す。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし。

⑤会計検査院による指摘

なし。